

プロポーザル審査の評価基準

1. 1次審査

- (1) 1次審査では事業者が提出した書類により、1次審査書類の提出のあった事業者が、プロポーザル実施要領の参加資格要件をすべて満たしていることの審査、「①業務遂行能力等」及び「②提案内容」の審査及び採点を行う。
- (2) 各事業者の「①業務遂行能力等」の得点及び「②提案内容」の得点の合計得点により、上位5者を選定する。

評価基準			配点
評価項目	評価ポイント		
①業務遂行能力等	設計事務所の評価	技術者数、有資格者数、業務実績	15
	配置技術者の評価	資格、経験、業務実績	25
②提案内容	業務の実施方針	業務の実施方針・実施体制等	20
	技術提案	的確性、独創性、期待度・実現性	40
合計点			100

2. 2次審査

- (1) 2次審査では、1次審査通過者に対し「②提案内容のプレゼンテーション及びヒアリング」及び「③見積価格」の審査及び採点を行う。
- (2) 1次審査の「①業務遂行能力等」の得点の2分の1を2次審査の得点に加算する。
- (3) 各事業者の「①業務遂行能力等」の得点、「②提案内容のプレゼンテーション及びヒアリング」の得点及び「③見積価格」の得点の合計得点により、最高得点の1者を最優秀提案者として選定する。
- (4) 最高得点の者が2者以上の場合は、見積価格の安価な事業者を最優秀提案者として選定する。

評価基準			配点
評価項目	評価ポイント		
①業務遂行能力等	1次審査の「①業務遂行能力等」の得点の2分の1		20
②提案内容のプレゼンテーション及びヒアリング	業務の実施方針	業務の実施方針・実施体制等	20
	技術提案	的確性、独創性、期待度・実現性	40
	担当チームの対応	取組意欲、説得力、対応力	10
③見積価格	コストの妥当性		10
合計点			100